

〔４〕 博士論文に関する審査要領

経済・ビジネス研究科博士後期課程学位論文審査要領

経済・ビジネス研究科では、博士学位論文の審査にあたり、学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の審査要領に沿って、総合的に評価した上で、可否を決定している。

なお、本研究科で審査・授与する学位は、博士（経済学）、博士（商学）及び博士（経営学）とする。

Ⅰ. 学位授与の基準

課程博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う能力を有する者、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

Ⅱ. 博士論文の申請要件

- 1 課程博士として博士論文審査の申請をできる者は、それぞれの専攻分野ごとに定められた研究指導を受け、規定に従って14単位又は16単位を修得又は修得見込の者で、次に定める在学期間及び博士論文の要件を満たすものとする。
- 2 博士論文を提出する者の在学期間については、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 3年以上在学している者又は3年在学見込の者
 - (2) 学則第17条ただし書に該当すると研究科が認めた者については、博士前期課程（修士課程）と博士後期課程の在学期間を合わせて3年以上在学している者
- 3 審査の対象となる博士論文は、次の各号の要件を満たすものとする。
 - (1) 主題に関する単著の論文（以下「主論文」という。）1編。
 - (2) さらに、学術雑誌に研究論文として公刊（公刊が決定したものを含む）されたものが2編以上（うち1編は学会の学会誌に掲載された査読付きのもの）あること。
 - (3) 使用言語は日本語又は英語とする。
- 4 前項各号の要件を満たし博士論文の提出を希望する者は、博士論文提出前に研究科における研究発表を行うものとする。なお、研究発表を行うにあたっては、研究科が指示する資料を提出するものとする。（この研究発表とは、「大学院学則別表第1の2履修方法」に定めた研究報告書とは別のものであるが、その内容を発表することは可。）
- 5 博士論文の審査を受けるためには、研究報告会（原則として、博士後期課程3年次生について、4月入学は10月、9月入学は5月）において報告を行わなければならない。

Ⅲ. 博士論文の審査

博士論文の審査は、研究科教授会に設ける予備審査と本審査の2段階で審査される。

審査委員は、研究指導教員を主査とし、研究指導教員の2名以上を副査として構成する。ただし、研究科教授会が必要と認めるときは、審査委員会に学内外の教員を加えることができる。博士論文受理の可否は、研究科教授会で決定する。

Ⅳ. 博士論文提出の時期

博士論文提出の時期は、次のとおりとする。なお、博士論文受理の可否は、研究科の予備審査を経て決定し、受理することが認められた博士論文について本審査の受付を行う。

- (1) 春期の学位授与の場合は、11月
- (2) 秋期の学位授与の場合は、3月

Ⅴ. 提出書類

1. 予備審査の際の提出書類

博士論文の審査を希望する者は、所定の期日までに主論文1編（仮製本可）3部、論文要旨3部、論文目録

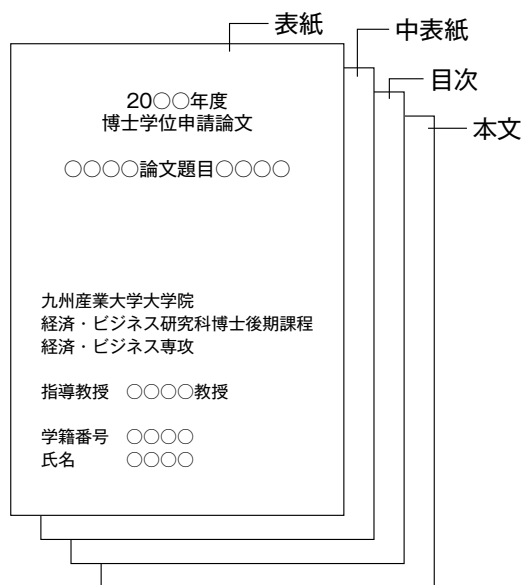
3部、履歴書3通及び研究科が予備審査に必要として指示する書類（審査希望学位を含む）及び部数を提出するものとする。提出先：1号館10階商学部事務室

2. 本審査の際の提出書類

予備審査を経て研究科教授会に博士論文を受理することが認められた者は、所定の期日までに学位論文審査願（希望学位を明記のこと）に主論文1編3部、論文要旨3部、論文目録3部及び履歴書3通を添えて提出するものとする。提出先：1号館10階商学部事務室

Ⅵ. 学位論文の体裁等

1. 用紙サイズはA4版縦型で片面印刷とする。



2. 必ずパソコンを使用し、A4版横書き（40字×30行）とすること。
3. 論文要旨の文字数は、日本語については2,000字程度、英文については300語程度。
4. 書式については、本研究科『経済・ビジネス研究』の執筆要領を参考とすること。

Ⅶ. 博士論文の審査基準

博士論文の審査にあたっては、次の各号を主要な審査項目として、総合的に審査するものとする。

- (1) 研究の独創性
- (2) 研究の位置づけの明確さ
- (3) 論旨の明確さ
- (4) 文献レビューの十分さ
- (5) 文章の正確さ及び平易さ
- (6) 理論的研究の場合の理論的整合性又は実証的研究の場合の検証方法の妥当性

Ⅷ. 博士論文審査の公開

博士論文提出者の研究成果の確認と広く研究内容を公表するため、公聴会を実施する。博士論文の審査期間中、審査対象論文を縦覧に供するものとする。

Ⅸ. 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、すみやかにその論文ないしその要旨を印刷製本し公表しなければならない。ただし、授与される前に印刷公表された論文の場合はこの限りではない。印刷製本された論文3部を提出するものとする。提出先：1号館10階商学部事務室

以上